

第1回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

1 日時

令和元年10月21日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者（敬称略）

（1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

（2）出入国在留管理庁

高嶋次長，佐藤審議官，岡本審判課長，片山参事官，簾内難民認定室長，林警備調整官

（3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

4 配付資料

- （1）第7次出入国管理政策懇談会における「収容・送還に関する専門部会」の開催について
- （2）収容・送還に関する専門部会（第1回）議事次第
- （3）送還忌避者の実態について
- （4）大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査結果（概要）
- （5）大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告書

5 議事概要

出入国在留管理庁から，送還忌避者の実態，大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査結果について説明を行うとともに，論点整理に向けた意見交換を行った。委員から示された主な意見は，以下のとおりであった。

（1）送還について

- 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促す取組みを検討すべきである旨の意見
- 退去強制という法執行を実効化・円滑化するための方策を検討すべきである旨の意見
- 送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への対応策を検討すべきである旨の意見
- 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設を検討すべきである旨の意見

(2) 収容について

- 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療，被収容者の心情把握・ケアに関する取組等，被収容者の処遇の在り方を検討すべきである旨の意見
- 収容期間に上限を設けることや，収容について司法による審査を導入することを検討すべきである旨の意見
- 仮放免の要件・基準の明確化を検討すべきである旨の意見
- 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設を検討すべきである旨の意見

以 上